中をわけいでられけるなん、なをけだいの失錯なりける、のどかなるけさ、とくもうちまいりて、かゝれたらましかば、かゝらましやはとぞ、見る人もおもひ、みづからもおぼしたりける、むげのそのみちのなべてのげらうなどにこそ、かうやうなる事はせさせ給はめと、殿をもそしり申人ありけり、

〔明德記上〕氏清（山名）ヲ御退治有ベキトテ、樣々ノ御内談共有リケルヲ、奥州傳ヘ聞キ給テ思ハレケルハ、事未定ザルサキニ、朝敵ト成テハ叶ベカラズ、暫ク謀リ事共ノ定ラン程、先日ノ科ヲ謝セン爲ニ、緩怠ノ儀ヲ存ゼズ、短慮ノ狀コソ不思儀ナレ、其詞云、所詮諸方ノ讒訴ナリ、一向御免ヲ蒙バ、畏リ存ベキ由、再三歎申サレケレバ、御返事ニハ不儀繁多ナリト云ヘドモ、先日ノ病ト稱シテ、宇治ヘ成申ナガラ、參ゼズシテ還御成シ、緩怠常ノ篇ニ絶タリ、然トイヘドモ、去難ク歎申上バ、虛病ヲ構ザル由ヲ、告文ヲ書、進上申、サレバ御免アルベキ由、仰下サレケレバ、京都ハ御由斷有リケル處ニ、同（明德二年）十二月十九日暮程ニ、丹後ノ國ヨリ古山十郎滿藤ガ代官、早馬ヲ立申ケルハ、山名ノ播磨守コソ、當國ノ寺社本所領ヲ、京方ノ御代官ヲ追出シ、去十七日ヨリ、自國他國ノ大勢共馳寄テ、ヒタスラ合戰ノ用意ノミナラズ、京都ヘ責上ルベキ企現形シ候、御心得候ベキ由ヲゾ申タリケル、

〔信長公記十三〕天正八年八月十二日、信長公、京より宇治之橋を御覽、御舟に而直に大坂へ御成、爰にて佐久間右衞門かたへ御折檻之條、御自筆にて被仰遣趣、

覺

一父子五ヶ年在城之内に、善惡之働無之段、世間之不審無餘儀、我々も思あたり、言葉にも難述事、

一此心持之推量、大坂大敵と存、武篇にも不構、調儀調略道にも不立入、たゞ居城之取出を丈夫にかまへ、幾年も送候へば、彼相手長袖之事候間、行々ハ信長以威光可退候條、去て加遠慮候歟、但